

平成3年3月15日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

湘南台文化センター市民シアター使用許可業務に係る  
コンピュータ利用について（答申）

平成3年2月22日付藤湘文第17号をもって諮問された、湘南台文化センター市民シアター使用許可業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、湘南台文化センター市民シアター使用許可業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 当施設の使用許可については、6ヶ月前から受付ける使用申請に基づき行っているが、全国的にも稀な施設としてその人気は高く、開館以来申請件数は増加の一途をたどっており、また多種多様な付属設備とあわせ、その利用形態も多様化してきている。
- ・ しかしながら、これらの使用状況や予約状況の把握から使用料金の算出まで、すべて手作業で行っているために、申請の手続きや問い合わせに迅速に対応することが困難なものとなっており、許可業務に支障を来す状況となってきた。
- ・ このため、これらの事務をコンピュータ化し、事務の効率化を図るとともに正確で迅速な対応を可能にし、市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、湘南台文化センター市民シアター使用許可業務に係るコンピ

ユーター利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 市民からの施設使用申請や問い合わせに対し、円滑な事務処理や正確な情報提供を行うために、施設や附属施設の使用状況や予約状況を迅速かつ正確に把握する必要性は認められる。

② 現行の方法では、増加する使用申請や問い合わせに迅速に対応することは困難であると思われ、市民サービスはもとより、事務の効率化を図るためにも、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、利用団体の代表者氏名・住所・電話番号・社会活動・趣味及び連絡責任者の氏名・電話番号であり、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務に係るシステムについては、湘南台文化センター内に設置されたホストコンピュータから専用回線で端末機に接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の適正な取扱いと安全確保のために必要な事項を定めた「湘南台文化センター市民シアター使用許可業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運用されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上